

浮島 1 期埋立地暫定土地利用事業者（第 1 5 次）募集に関する質問への回答について

最終更新日：令和 4 年 2 月 1 5 日

| | 質問箇所 | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 1 | 『募集要領』 P. 7 ㊦ 事業者に関する資料 3 代表者の印鑑証明書 | 募集要領に記載の「代表者の印鑑証明書」とは、法人印の印鑑証明書のことを指すか。 | 法人印の印鑑証明書を指しています。 (代表者が一個人として登録している印鑑証明書ではありません。) |
| 2 | 『募集要領』 P. 7 ㊦ 事業者に関する資料 6 財務諸表 | アにおいて法人税申告書(写し)、イにおいて上記の添付資料として損益計算書、貸借対照表、利益処分計算書となっているが、別の資料として提出する必要があるか。 また、財務諸表としてこれ以外に提出する必要がある書類はあるか。 | 財務諸表としては、法人税申告書(別表 1～7)の写しのほか、損益計算書等もご提出していただく必要があります。 これらの資料は、貸付対象者を選定する際に、「賃貸料の支払いが確実と見込まれる資力があり、信用力や事業実績があるか」を確認するために用います。 公募要領に記載されている以外の財務諸表に係る資料は不要です。ただし、公募要領に記載の「利益処分計算書」は「株主資本等変動計算書」と読み替えていただき、当該資料の提出も併せてお願いいたします。 |
| 3 | 『募集要領』 P. 8 ㊧ 連帯保証人に関する書類 5 国税の納税証明書 | 連帯保証人になろうとしている者(個人)が確定申告不要の要件を満たしている上で、確定申告をしていない場合、市民税等(川崎市以外の市町村)の納付証明書で代用することは可能か。 | 確定申告をしていない場合、国税の納税証明書のうち、その 2(「所得金額用」)は交付されません。 そのため、この場合は、その 1(「納税額等証明書」)とその 3の 2(「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」)を御提出ください。 |
| 4 | 『川崎市暴力団排除条例に係る誓約書』 | 当該書類には、役員全員の連名が必要か。 | 募集要領 P 5「5 応募資格」(3)ウに記載のとおり、川崎市暴力団排除条例第 7 条に規定されるものである者は応募することはできません。 申請者が法人等の場合、役員全員の氏名や生年月日等を記入していただく必要があります。 |